

高齢者施設（入所施設）従事者等に対する頻回検査開始の御案内

検査対象者

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護の職員で無症状者

- ・症状がある場合は、医療機関へ御相談の上、受診してください。
- ・該当施設内で日常的に勤務している職員（調理、清掃、警備等職種を問わず対象）
※ 入所者、入居者の家族、従事者の家族は対象外
- ・新規入所者等（施設入所予定の方、外泊等から戻ってくる入所者及び外部と接触する等で施設が必要と認めた入所者）

検査実施期間

開始日 7月1日

終了日 9月30日

本事業に係る費用 無料

事業事務局

千葉県抗原定性検査キット頻回検査事務局
(県が委託している業者：凸版印刷株式会社)

1 検査方法について

令和5年5月2日付け高第252号により配付した抗原定性検査キットで、原則として週2回の検査を実施してください。

なお、検査については、別添1「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン（令和4年10月19日）」及び「理解度確認テスト」を用いて研修を受けた職員の管理下であれば、医療従事者不在時においても検査を行うことが可能です。

※各施設におかれましては、研修を受けた職員の名簿を作成し、管理してください。

2 検査結果について

検査を行った場合は、検査結果の報告が必要となります。検査結果の報告は、「検査結果報告用サイト」にて報告をしてください。

※検査結果登録サイト（PASS-CODE） <https://kanri.chiba-antigentest.jp>

3 検査結果が陽性の場合について

検査により陽性が疑われる場合（検査キットにより陽性反応があった場合）は、配置医師、協力医療機関等と連携の上、医師による確定診断を必ず受ける。

4 検査結果等の保管について

検査キットの使用実績、検査結果等については、5年間（令和11年3月31日まで）施設において、保管をお願いいたします。

【本事業に関すること】

千葉県抗原定性検査キット頻回検査事務局（県が委託している業者：凸版印刷株式会社）

（TEL） 0570-00-0015（平日9時から18時まで）

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 法人支援班

（TEL） 043-223-2593